

令和3年2月16日	
所 属	尼崎市 人事課
所属長	松長 寿枝
電 話	06-6489-6177

本市職員の失職について

1 対象者

元 健康福祉局書記（32歳・男性）

2 失職日

令和3年2月13日 ※当該日の午前0時に失職

3 失職の理由

傷害罪で懲役2年4月の実刑判決を受け、このたび、その判決が確定した。そのことにより、地方公務員法第16条第1号に該当するに至ったことから、同法第28条第4項の規定に基づき本市職員としての職を失ったもの。

○地方公務員法（抄）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

第28条

4 職員は、第16条各号（第2号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

4 主な経過

- (1) 平成30年12月31日
実子に暴行を加え、重傷を負わせたとして逮捕
- (2) 平成31年1月21日
傷害罪で起訴
- (3) 令和2年3月27日
懲役3年の実刑判決
第一審：大阪地方裁判所 ※後日、控訴
- (4) 令和3年1月29日
原判決破棄の判決（懲役2年4月）
第二審：大阪高等裁判所
- (5) 令和3年2月12日
上告の提起期間の末日
- (6) 令和3年2月13日
判決確定

以 上